

6月定例議会 党市議団

「東京五輪中止」など4件の意見書提出

6月8日（火）、党市議団は、4件の「意見書」を提出しました。意見書は別紙の通りです。17日（木）の議会最終日に審議・採決されます。

ワクチン接種における個別接種開始

本市のワクチン接種は、集団接種を中心に進めていますが、6月14日（月）から、市立医療センターにおいて個別接種を開始することになりました。

接種は、平日午後5時からの1時間で、初めは1日72名で開始しますが、100名程度に増やす予定です。

また、武里病院でも個別接種を開始します。詳細は、市のホームページをご覧ください。

予約は、今までのワクチン接種の予約と同様に、市のシステムから予約することになり、予約開始は11日（金）からとなります。

今後は個別接種を実施する医療機関も増えてくる見込みで、本市は集団接種とともに個別接種においても、7月末までの65歳以上の方の接種終了に向け、本格的にワクチン接種が進んでいきます。

L G B T (性的少数者)に関する差別解消を目的とした法整備を求める意見書(案)

すべての人は生まれながらにして、かけがえのない価値があり、奪うことのできない権利を持っています。性的指向、性自認を理由に、個人が不当な扱いをされたり、不利益を被ったりするようなことは、決してあってはなりません。

L G B Tなど性的少数者のカップルを自治体が認める「パートナーシップ制度」を導入した自治体は今年4月1日時点で100自治体にのぼっています。

また、同性どうしの結婚を認めないのは「婚姻の自由」を保障する憲法に違反するとして、北海道の同性カップル3組が国を訴えた裁判で札幌地裁は今年3月17日、「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであるといわざるを得ず、本件区別取扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別取扱いに当たると解さざるを得ない」として、違憲判決を下しました。

同時に、多様な性のあり方への無理解や偏見に苦しみ、自尊感情を育てることができずにいる子どもや若者たち、本人の性のあり方を同意なく第三者に暴露してしまうアウトティングなどに苦しむ当事者の自殺も後を絶ちません。

こうしたなか、国会においても性的指向や性自認を理由とした差別を禁止する法制度の整備に向けて与野党での協議が進められているところです。

よって国におかれましては、パートナーシップ条例など自治体による自主的な施策に配慮しつつ、性的志向や性自認を理由にした差別や権利利益を侵害する行為を禁止するなどの必要な措置を盛り込んだ法整備を早期に行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

春日部市議会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
法務大臣様

「東京五輪」開催の中止を求める意見書（案）

令和3年7月23日の開会式が間近となった東京オリンピック・パラリンピック（以下、「五輪」）の開催中止を求める声がいま全国で大きく広がっています。各種メディアの世論調査でも、「中止」や「再延長」を求める声が多数を占め、日本弁護士連合会の元会長の宇都宮健児氏が呼びかけた中止要求オンライン署名は35万人を突破しています。

五輪が開催となれば、全世界から数万人規模の選手や関係者が来日し、感染爆発の大きなリスクを負うとともに、五輪への医師・看護師の派遣、特別な病床の確保など、それだけでなくともひっ迫している医療体制をさらに危機に追いやることとなります。

こうしたなか、国際オリンピック委員会（IOC）のトーマス・バッハ会長が「五輪の夢を実現するために、誰もがいくらかの犠牲を払わないといけない」と発言したことは極めて重大です。この発言は、新型コロナの感染拡大や医療のひっ迫など日本国内の実情を無視するだけでなく、五輪開催にはある程度の犠牲はやむを得ないとするもので、「人類の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てること」を謳った五輪憲章の目的にも反するものと言わなければなりません。

一方、わが国の菅義偉首相もまた「五輪の開催権限はIOCにある」、「安全・安心の大会が実現できるように全力を尽くすことが私の責務だ」と同じ言葉を繰り返すばかりで国民の不安や批判に応えようとしていません。コロナ対策と五輪開催が両立できないことは、もはや明瞭です。国民の命を優先する立場から日本政府が中止の決断をすれば、IOCがこれを覆すことはできません。

よって、国民の命と安全を最優先する立場から、日本政府として五輪開催中止の決断を下すよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

春日部市議会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
東京オリンピック競技大会・東京
パラリンピック競技大会担当大臣様

建設アスベスト被害者の早期救済を求める意見書（案）

建設現場で資材に含まれたアスベスト（石綿）を吸い込み健康被害を受けた各地の元建設労働者や遺族が提訴した「建設アスベスト訴訟」で最高裁は5月17日、国と建材メーカーの責任を認める判決を出しました。判決の確定を受けて菅義偉首相は同18日、原告に謝罪し、国は原告団と被害救済のための合意書を締結しました。

今回の判決は、原告、家族、弁護士、支援者らの長年にわたる粘り強い運動が作りだしたもので、国は解決に背を向けてきた姿勢を根本から改め、被害者を1人も取り残さない全面救済の仕組みを一刻も早く創設することが求められています。

安価で加工しやすく燃えにくいアスベストは、高度経済成長期などに大量使用されました。吸い込むと肺がんや石綿肺、中皮腫を発症する危険が問題になっても国の対策は大きく立ち遅れ、被害を広げました。発症まで数十年かかる長い潜伏期間から「静かな時限爆弾」とも言われています。

建設現場の作業に従事していた人の被害が急増し、2008年以降、国と建材メーカーを相手取った裁判が相次いで起こされ、地裁や高裁では国の責任を認定する判決が主流になりました。しかし、メーカーの責任や救済範囲などは裁判所によって判断は分かれていました。

最高裁は、国は1975年までにはアスベストの危険性を認識していたにもかかわらず労働者への防じんマスク着用を事業者に義務付けることなどを怠ったとして、アスベスト使用を原則禁止にした2004年までの29年間、国に違法性があったことを認めました。

当初、労働者として保護されないとされた「一人親方」についても、「危険にさらされるのは労働者に限られない」として、労働安全衛生法上の国の救済の対象になるとしました。メーカーが発症の危険について建材に警告表示をする義務を怠ったことも違法としました。複数の現場で作業したため、発症原因になったメーカーの建材の特定が難しい点についても、市場でのシェアや製造期間などから被害を推定できるとして、各社の不法行為を認めました。

建設アスベスト訴訟では最高裁として初めての統一判断となった判決で、国とメーカーの責任を明確にしたことは重要です。その一方で、屋外作業に従事した原告を救済対象にしないなど問題も残されています。

最初の提訴から13年、相次いで起こされた訴訟は33件、原告は約1200人のぼり、裁判中に多くの元建設労働者が亡くなっています。「命あるうちの救済」は待ったなしです。

よって国におかれましては、今国会で成立した特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律に基づき、被害救済とともに、暴露防止対策の強化、関連疾患の医療体制の整備や治療法の研究開発などに国として責任を果たすよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

春日部市議会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
国土交通大臣様
環境大臣様

教員免許更新制の廃止を求める意見書（案）

萩生田光一文部科学大臣の諮問を受けて、「教育職員免許更新制」の見直しを議論している中央教育審議会は、今年5月24日、同制度を「存続するか廃止するか」の結論を次回の委員会で出す方針を明らかにしました。教育職員免許更新制については、現場の過重負担などから教育関係団体や自治体などからも廃止を求める要望が出され、今年3月、萩生田文部科学大臣から、制度の「抜本的な見直し」について早期に結論を出すよう同審議会に諮問されていたものです。

教育職員免許更新制は、第一次安倍晋三内閣の「教育再生会議」などの提言を受け2009年度から導入され、一度取得すれば生涯の資格となる従来の仕組みと異なり、10年に1回、30時間程度の「更新講習」を受講しなければ、教員免許が失効する仕組みとなっています。

しかし、実施から10年あまり、制度の行き詰まりが誰の目にも明らかになってきています。何より、教員不足を深刻化させ、産休・育休や病休の教員に替わる臨時教員が見つからなくなるなどの事態を生んでいます。また、50歳代で免許更新を迎え、そのまま退職する教員も少なくありません。さらに、教育職員免許を期限付きとしたことで学生の教育職への意欲を低下させ、結果として教員不足を招き、少人数学級実施の足かせともなっています。

一方、教員の負担も深刻です。異常な長時間労働が改善されないもとで、自ら休みをとって受講し、受講料、交通費、場合によっては宿泊費まで自己負担する「更新講習」は、経済的にも物理的にも大きな負担となっています。全国市長会は「教職員の負担感はかなり大きく、研修に関する満足度は低い」と批判し、全国高等学校PTA連合会も、不都合が多いとして廃止を求めています。

教育職は、「厳しい不断の研究により得られ、かつ、維持される」専門職です。（ユネスコ「教員の地位に関する勧告」1966年）。子どもの権利や個人の尊厳への思索、各教科を教えるための豊かな知識、人生に対するさまざまな経験、現代社会の諸問題への関心、そうした知識技能は絶えざる研究・修養全体で維持されていくものです。

よって、国は、現場教員の意見をありのままに把握し、制度の廃止に踏み切るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

春日部市議会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
文部科学大臣様